

「情報の壁」を取り除こう！

# 障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法

この法律は、全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定されたものです。

コミュニケーションの方法は障害の種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など情報取得・意思疎通の手段を選択できるように規定されています。



問合せしたいけど  
電話番号しか  
載っていない…

FAXやメールアドレスなど  
電話番号以外の連絡方法も  
取り入れましょう！

窓口や店頭での  
やり取りが  
難しい…

筆談や音声変換アプリなど、  
様々な手段を用意しましょう！  
手話通訳・要約筆記者に  
依頼する方法もあります！  
↓相模原市HPで検索↓

手話通訳 要約筆記 派遣



アクセシビリティ  
についてもっと  
知りたい！

詳細については内閣府HPへ！  
↓インターネットで検索↓  
「障害者による情報の取得利用・  
意思疎通に係る施策の推進」  
[https://www8.cao.go.jp/  
shougai/suishin/jouhou  
syutoku.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhou_syutoku.html)

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課  
電話 042(769)8355 FAX 042(776)3351